

令和 8 年度 港湾施設の設計等に関する技術支援業務 （簡易公募型プロポーザル方式）

○技術提案書の提出者の選定 公示日：令和 8 年 2 月 2 日 選定通知日：令和 8 年 2 月 2 0 日

新潟港湾空港技術調査事務所

評価項目		評価の着目点		配点	A 社						備考
					評価	評価点					
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録（港湾及び空港部門又は鋼構造及びコンクリート部門）有り、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関 ②上記以外 設計共同体の場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする	① 5 点 ② 加点しない	②	0					
	専門技術力	業務実績	平成 2 7 年 4 月 1 日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 再委託による業務は実績として認めない。なお、業務実績がない場合は選定しない。 設計共同体の場合は、代表者の実績を評価の対象とする。	① 9 . 5 点 ② 5 . 5 点	①	9.5					
		業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和 5 年度から令和 6 年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ① 8 0 点以上 ② 7 8 点以上 8 0 点未満 ③ 7 6 点以上 7 8 点未満 ④ 7 4 点以上 7 6 点未満 ⑤ 7 2 点以上 7 4 点未満 ⑥ 7 0 点以上 7 2 点未満 ⑦ 6 8 点以上 7 0 点未満 ⑧ 6 5 点以上 6 8 点未満 ⑨ 6 0 点以上 6 5 点未満 60点未満の場合は選定しない。なお、令和 5 年度から令和 6 年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）発注業務の実績がない場合は加点しない。 設計共同体の場合は、全構成員の全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和 5 年度から令和 6 年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点で評価する。	① 3 0 点 ② 2 7 点 ③ 2 4 点 ④ 2 1 点 ⑤ 1 8 点 ⑥ 1 5 点 ⑦ 1 2 点 ⑧ 9 点 ⑨ 0 点	②	27					
		優良表彰又は生産性向上技術活用表彰	北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和 5 年度から令和 6 年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良委託業務表彰又は生産性向上技術活用表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかに該当する者 ・優良委託業務表彰（局長）の実績 ・生産性向上技術活用表彰（局長）の実績 ②以下に該当する者 ・優良委託業務表彰（事務所長）の実績 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。 ※ 優良表彰と生産性向上技術活用表彰と災害対策関係功労者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	① 5 点 ② 3 点	①	5					
		災害対策関係功労者表彰	令和 5 年度から令和 6 年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰を受けた経験のある者を評価する。 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰と優良表彰と生産性向上技術活用表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	5 点	－	－					
	その他	けたスワップ法等を推進する企業等の評価	次に示すいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日の基準）・くるみん（平成 2 9 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までの基準）・くるみん（平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの基準）・トライくるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）・トライくるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 設計共同体による申請があった場合、設計共同体代表者又は設計共同体代表者以外の構成員のいずれかの認定状況を評価する。	0 . 5 点	－	－					
		事故及び不誠実行為	北陸地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意（発せられた日から 2 ヶ月間） ②口頭注意（発せられた日から 1 ヶ月間） 設計共同体の場合は、各構成員のうち 1 者でも「事故及び不誠実な行為」に該当すれば減点の対象とする。	①－ 5 点 ②－ 3 点	－	－					
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	下記の順位で評価する ① ②-1及び②-2両方の資格を有する者 ② 下記資格のいずれかを有する者 ②-1・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設）又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・博士（工学） ②-2・海洋・港湾構造物設計士の資格を有し、「資格者証」の交付を受けている者 ③ ・ A P E C エンジニア（Civil又はStructural）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者 ・土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者の資格を有し、「認定証」の交付を受けている者 ・ R C C M（港湾及び空港部門又は鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者） なお、上記以外の場合は欠格とする。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。	① 5 点 ② 4 点 ③ 2 点	②	4					
		業務実績	平成 2 7 年 4 月 1 日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 実績は管理技術者又は担当技術者として従事したものに限ることとし、再委託による業務は実績として認めない。なお、業務実績がない場合は選定しない。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。	① 1 0 点 ② 6 点	①	10					
	専門技術力	業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ただし、管理技術者として従事した業務のみを対象とするが、管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価する。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。 ① 8 0 点以上 ② 7 8 点以上 8 0 点未満 ③ 7 6 点以上 7 8 点未満 ④ 7 4 点以上 7 6 点未満 ⑤ 7 2 点以上 7 4 点未満 ⑥ 7 0 点以上 7 2 点未満 ⑦ 6 8 点以上 7 0 点未満 ⑧ 6 5 点以上 6 8 点未満 ⑨ 6 0 点以上 6 5 点未満 6 0 点未満の場合は選定しない。なお、令和 3 年度から令和 6 年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務実績がない場合は加点しない。 北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①優良建設技術者表彰（局長）の実績 ②優良建設技術者表彰（事務所長）の実績 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 令和 3 年度から令和 7 年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状を受けた経験のある者を評価する。 ①災害対応関係功労者表彰（局長）の実績 ②災害対応功労者感謝状（局長・事務所長）の実績 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	① 3 0 点 ② 2 7 点 ③ 2 4 点 ④ 2 1 点 ⑤ 1 8 点 ⑥ 1 5 点 ⑦ 1 2 点 ⑧ 9 点 ⑨ 0 点	②	27					
		優良表彰	北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和 3 年度から令和 6 年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①優良建設技術者表彰（局長）の実績 ②優良建設技術者表彰（事務所長）の実績 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 令和 3 年度から令和 7 年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状を受けた経験のある者を評価する。 ①災害対応関係功労者表彰（局長）の実績 ②災害対応功労者感謝状（局長・事務所長）の実績 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	① 5 点 ② 3 点	－	－					
		災害・活動感謝への表	令和 3 年度から令和 7 年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状を受けた経験のある者を評価する。 ①災害対応関係功労者表彰（局長）の実績 ②災害対応功労者感謝状（局長・事務所長）の実績 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	① 5 点 ② 1 点	－	－					
		海外インフラプロジェクト技術者表彰	令和 3 年度から令和 6 年度までに受賞した海外インフラプロジェクト技術者表彰（大臣賞・奨励賞（港湾空港関係））の実績 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	有： 5 無： 0	無	0					
業務制実施	制業務の要実当施性体		下記の項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化され過ぎている場合。一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	－	－						
合計（最高 1 0 0 点）					82.5						
順位／選定・非選定					1 位 / 選定・非選定						